構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県

2 構造改革特別区域の名称

スペース・イオ学習特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田県の全域

4 構造改革特別区域の特性

近年の急激な社会の変化や少子高齢化の進行は、学校、家庭、地域社会の在り方、児童生徒の心身の発達などに少なからず影響を与えており、学習への興味・関心の低下や不登校・いじめの問題など、学校教育の根幹にかかわる問題が指摘されている。

これらの問題の解決に当たっては、各学校が自校の教育課題を明らかにし、その解決を目指して主体的に研究や実践に取り組むとともに、児童生徒の心を真に理解し、指導や支援に全力を傾注する活力ある教師集団の存在と教育の原点である子どもと教師との人格の触れあいの充実が必要であると考える。

本県の不登校児童生徒数は、昭和50年代前半から増加傾向にあったが、平成10年度にはじめて減少した。その後は、ほぼ横ばいに推移し、平成14年度は947人となっている。

本県では、不登校の解消を生徒指導の最重要課題と受け止め、学校や家庭、地域が一体となった対応の必要性をその都度訴え、施策を推進している。

しかし、不登校児童生徒数947人の内162人は、公的な定義はないものの近年社会的な関心が高まっている、いわゆる「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒であると考えられ、それらの児童生徒に特化した施策は実施されていない現状にある。

なお、「ひきこもり」については、家族の不安・焦燥感が本人への圧力や叱咤激励につながり、さらにそれが本人の焦りを招き「ひきこもり」状態を継続させるといった悪循環が生じることがあり、これを脱するためには、本人や家族の努力のみに任せるのではなく、専門家等の第三者のかかわりが欠かせないという指摘がある。

したがって、「スペース・イオ」という、当該児童生徒が、存在感をもち安心して過ごすことのできる「心の居場所」を提供することにより、社会とのつながりをもたせ、本人の自立に向けたサポートをしていきたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

今回の構造改革特別区域計画については、「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒に対し、 当該児童生徒に対する教育の責任の主体としての市町村教育委員会とIT等を活用し市町村 の枠を超えて学びの機会と場を提供し将来の学校復帰等の道を開こうとする県教育委員会と が連携して、支援体制を確立しようとするものである。

「スペース・イオ」については、その核となる施設で、配置される指導員及び臨床心理士

等からのカウンセリング及び対面もしくはIT等を活用した学習活動等を行い、当該児童生徒が存在感をもち安心して過ごすことのできる「心の居場所」となるものであり、現在建設中の秋田県教育・福祉複合ビル(仮称)に設置する。同じ建物内には、定時制・通信制課程の県立秋田市内定時制統合校、高等教育機関と連携した社会人の学びの場を提供する県民学習交流プラザ(仮称)及び総合的な福祉相談窓口を設置する福祉相談センター(仮称)が設置され、一般の学校とは違った雰囲気で自己形成する場を提供できる。

その「心の居場所」である「スペース・イオ」での活動を核としながら、所属校の教員等が訪問による対面指導等を行い、学習意欲の喚起を図りながら自立心、社会性等を育て、不 登校状態の改善を目指す。

また、市町村と県とが連携して全県域で、不登校児童生徒に対するこうした取組みを行うことで、彼らについて社会適応や学校復帰に懸命に取組んでいる児童生徒であると広く社会一般が認識することができ、このような児童生徒に対して積極的に関わっていこうとする教育の在り方や市民参加の在り方について関心を高めることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒は、学校生活での影響、家庭生活での影響、本人の問題等が直接のきっかけとなり、不登校に陥っている場合が多い。こうした子どもたちには安心して通うことができる「心の居場所」が必要である。このような場において、共感体験を重ねることにより、心の安定を取り戻し、将来に向けて自立できるようサポートする。

また、当該児童生徒やその保護者等が気軽に相談できる環境を構築するため、臨床心理士によるカウンセリング等を実施し、児童生徒及び保護者への理解を深めながら、その心理的支援を行う。

さらに、「スペース・イオ」の指導員及び所属校の教員等が行う対面指導、IT等を活用した学習活動等により、学習機会を拡大することで、子どもたちと社会とのつながりを広げ、児童生徒の生活改善を図るとともに学習意欲を喚起し、進路選択をも含め、社会性や集団適応能力を育成し、不登校状態の改善を目指す。

具体的には、「スペース・イオ」設置の平成17年度末に、秋田県における『「ひきこもり」 やその傾向にある全児童生徒数』に対する『「スペース・イオ」から学習支援等を受けている「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒数』の割合が5%になるようにし、その後、3年経過する平成19年度には、その割合が15%になるよう目指していく。

なお、以後の数値目標の達成は3年間をめどに行うこととし、3年ごとに新たな目標の設定を行う。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 外部とのつながりの拡大により本人の社会的活動範囲が広がり、電話やメール、FAXの 使用、手紙のやりとり等本人を中心とした情報交流活動が生まれる。
- (2) 「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒の家庭は、子どもが開放的になることで家族の生活も開放的になり、家族を中心にした情報活動や社会活動が多様・活発になる。
- (3) 在籍している学校では、状態の改善により家庭訪問や保護者・本人との懇談など活動機会が開け、活発となる。
- (4) 当該児童生徒に対する県民の認識や理解を促進し、幅広い見方や対応を生む。見方の深まりにより当該児童生徒へのかかわりが積極的になる。

- (5) 不登校児童生徒の増加抑制、学校復帰、社会参加、ひきこもり解消、中学校卒業後の就学 就労等の社会的な課題に応えることができる。
- (6) 保護者や地域住民の信頼感や安心感を高めることができる。
- (7) 児童生徒問題、ひいては教育問題に対する社会的な意識、関心を高めることができる。
- (8) 「スペース・イオ」の活動が、不登校にかかわる新たな対策として周知され、広く社会に認知されるようになる。

8 特定事業の名称

番号805「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
 - (1) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業(SSN)

不登校児童生徒へのより一層きめ細やかな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など、適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能 (スクーリング・サポート・センター)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行う。

(2) スクールカウンセラー活用調査研究事業

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たって、学校における教育相談体制の 充実を図るため、小・中・高等学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・ 経験を有する人材を配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行う。

(3) 学校教育こころの相談事業

生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることのできる地域の人材を「心の教室相談員」として中学校に配置し、生徒が心にゆとりをもって学校生活を送れるようにする。

また、児童生徒が直接保護者や教師にできない相談に応じたり、保護者や教師が専門的な助言を得ることができるよう、「すこやか電話」を設置する。設置箇所は9カ所で、3カ所の教育事務所、5カ所の教育事務所出張所及び県総合教育センターに設置している。

担当者は、生徒指導専任指導主事、指導主事、家庭教育アドバイザー及び社会教育主事である。

(4) 子どもと親の相談事業

小学校段階で不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応を保護者との連携の 下に推進する「子どもと親の相談員」を小学校に配置する。

別紙

1 特定事業の名称

番号805「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

秋田県内の全小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体: 秋田県教育委員会

事業が行われる区域: 秋田県全域

事業の実施期間: 平成16年4月1日から試行

平成17年4月1日から本格実施

「スペース・イオ」が設置される秋田県教育・福祉複合施設(仮称)は、平成17年2月の竣工予定であり、「スペース・イオ」としての活動は、施設及び人的体制が整う平成17年4月から始まるが、構造改革特別区域の認定からそれまでの間は「スペース・イオ」の試行として、不登校・「ひきこもり」の状態にある県内の中学卒業者に対する学習支援事業を平成16年4月から行う県立秋田東高等学校通信制課程の教員及び臨床心理士等が、所属校の教員と連携して特定事業を実施する。

なお、試行期間の規制の特例措置の適用を受けようとする者の特定に際しては、全県規模の実態調査等は行わず、適応指導教室、総合教育センター及び各教育事務所出張所に対して電話相談等を行っている児童生徒の所属する学校を対象とする。

整 備 施 設: 「スペース・イオ」

秋田市中通6丁目6-36

秋田県教育・福祉複合施設(仮称)内 3階 (現在建築工事中、平成17年2月竣工予定)

開 設 曜 日 ・ 時 間: 毎週月曜日から金曜日までの5日間

午前8時30分から午後5時15分まで

運 営 組 織 等: ・所長 ・副所長 ・庶務

・指導員(高校教員1名、小・中学校教員1名)

・臨床心理士

・養護教諭(非常勤)

非常勤指導員(退職教員等)

・ボランティア(社会人、大学生、大学院生、高校生)

· 専門医(非常勤)

具体的な支援の流れ:

(ア)試行時(平成16年4月から)

(1) 当該児童生徒の把握

適応指導教室からの連絡により把握

総合教育センター、各教育事務所出張所への電話相談により把握

県立秋田東高等学校への直接の電話等による連絡により把握

(2) 当該児童生徒へのアプローチ(これらの活動については、出席扱いしない)

県立秋田東高等学校の教員及び臨床心理士等が、電話やファックス等による言葉かけによりコンタクトを図り、メール、チャット等を利用した交流を行い、他者とある程度コミュニケーションできる状態にする。

(3) 学習及び生活改善への支援(これらの活動については、当該児童生徒の所属校の校長が出席扱いする)

県立秋田東高等学校の教員によるIT等を活用した学習支援(対面指導日以外) 所属校の教員による対面指導

県立秋田東高等学校の教員による対面指導等

(4) 適応指導教室への通級(適応指導教室を経ないでの学校復帰もあり得る)

通級しての個別指導及び集団指導

通級日以外で、本人が希望する場合、県立秋田東高等学校の教員によるIT等を活用 した学習支援活動を行う(出席扱い)

(5) 学校復帰

(イ)本格実施時(平成17年4月から)

(1) 当該児童生徒の把握

市町村教育委員会からの実態調査等に基づく連絡により把握

適応指導教室からの連絡により把握

総合教育センター、各教育事務所出張所への電話相談により把握

「スペース・イオ」への直接の電話等による連絡により把握

(2) 当該児童生徒へのアプローチ(これらの活動については、出席扱いしない)

「スペース・イオ」の臨床心理士、指導員等が、電話やファックス等による言葉かけ によりコンタクトを図り、メール、チャット等を利用した交流を行い、他者とある程度 コミュニケーションできる状態にする。

「スペース・イオ」の臨床心理士、指導員等が、電話やファックス等による相談、訪問もしくは来所によるカウンセリングを行い、当該児童生徒及び保護者を心理的に支援する。(以後、本人及び保護者が希望する限り継続する)

(3) 学習及び生活改善への支援(これらの活動については、当該児童生徒の所属校の校長が出席扱いする)

「スペース・イオ」の指導員等によるIT等を活用した学習支援(対面指導日以外) 所属校の教員による対面指導

「スペース・イオ」の指導員等による対面指導等

(4) 適応指導教室への通級(適応指導教室を経ないでの学校復帰もあり得る) 通級しての個別指導及び集団指導 通級日以外で、本人が希望する場合「スペース・イオ」の指導員等によるIT等を活用した学習支援活動を行う(出席扱い)

(5) 学校復帰

5 当該規制の特例措置の内容

- (ア)試行時(平成16年4月から)
 - (1) IT等の学習プログラム等の提供主体、実施体制
 - ・提供主体 県立秋田東高等学校の教員及び臨床心理士等が、一人一人に応じた学習プログラムを、学習指導要領に則した形で、所属校の教員と連絡をとりながら作成し、当該児童生徒に提供する。
 - ・実施体制 IT等を活用した学習活動については、県立秋田東高等学校の教員が、対 面指導については、所属校の教員及び県立秋田東高等学校の教員が行う。
 - (2) IT等を活用した学習活動の具体的な概要
 - IT等を活用した学習活動に関する概要
 - ア)パソコン等を利用した学習支援
 - イ)電子メール等によるプリント類の授受や添削(評価)指導
 - ウ)県立秋田東高等学校の通信制課程のノウハウを生かした通信教育 対面指導の内容
 - ア)所属校の教員による対面指導
 -) 所属校の教員が定期的に当該児童生徒の自宅を訪問して対面指導を行う
 -) 進路に関する情報や体験活動の計画などの情報を提供する
 -)対面指導の状況を見ながら、県立秋田東高等学校及び適応指導教室への通級を促 す
 - イ)県立秋田東高等学校の教員による対面指導
 -) 教員が定期的に県立秋田東高等学校での対面指導を行う
 -) 進路に関する情報や体験活動の計画などの情報を提供する
 -) 対面指導等の状況を見ながら、適応指導教室への通級を促す

校長が当該児童生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項

県立秋田東高等学校から下記活動を行ったとの報告を受けた学校の校長は、これを指導要録上で出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。

また、出席扱い日数は、小学校45分、中学校50分を1単位時間とし、1日を4単位時間とする。小学校30分・中学校35分を5日間行い、3単位時間と認定するなどの弾力的な学習を認める。

- ア) I T等を活用した学習課題への取組で、学習時間、学習の記録と評価、そして報告という条件を満たした活動
- イ)教員が行う県立秋田東高等学校での対面指導
- ウ)所属校の教員の訪問による対面指導

県立秋田東高等学校の教員がIT等を活用した学習活動及び対面指導を行った際は、当該児童生徒の所属校の校長に、所属校の教員が対面指導を行った際は、県立 秋田東高等学校に、指導時間及び指導内容について報告することとする。

(イ)本格実施時(平成17年4月から)

- (1) IT等の学習プログラム等の提供主体、実施体制
 - ・提供主体 「スペース・イオ」の指導員等が、一人一人に応じた学習プログラムを、 学習指導要領に則した形で、所属校の教員と連絡をとりながら作成し、当該 児童生徒に提供する。
 - ・実施体制 IT等を活用した学習活動については、「スペース・イオ」の指導員等が、 対面指導については、所属校の教員及び「スペース・イオ」の指導員等が行 う。
- (2) IT等を活用した学習活動の具体的な概要
 - IT等を活用した学習活動に関する概要
 - ア)パソコン等を利用した学習支援
 - イ)電子メール等によるプリント類の授受や添削(評価)指導
 - ウ)秋田市内定時制統合校の通信制課程のノウハウを生かした通信教育 対面指導の内容
 - ア)所属校の教員による対面指導
 -) 所属校の教員が定期的に当該児童生徒の自宅を訪問して対面指導を行う
 -) 進路に関する情報や体験活動の計画などの情報を提供する
 -)対面指導の状況を見ながら、「スペース・イオ」及び適応指導教室への通級を促す イ)「スペース・イオ」の指導員等による対面指導
 -) 指導員等が定期的に「スペース・イオ」での対面指導を行う
 -) 指導員等が定期的に当該児童生徒の自宅を訪問して対面指導を行う
 -)進路に関する情報や体験活動の計画などの情報を提供する
 -)「スペース・イオ」に通う他の児童生徒との集団活動を行う
 -)対面指導及び集団活動の状況を見ながら、適応指導教室への通級を促す

校長が当該児童生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項

「スペース・イオ」から下記活動を行ったとの報告を受けた学校の校長は、これを指導要録上で出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。

また、出席扱い日数は、小学校45分、中学校50分を1単位時間とし、1日を4単位時間とする。小学校30分・中学校35分を5日間行い、3単位時間と認定するなどの弾力的な学習を認める。

- ア)IT等を活用した学習課題への取組で、学習時間、学習の記録と評価、そして報告という条件を満たした活動
- イ)指導員等が行う「スペース・イオ」での対面指導
- ウ)所属校の教員、指導員等の訪問による対面指導

「スペース・イオ」の指導員等がIT等を活用した学習活動及び対面指導を行った際は、当該児童生徒の所属校の校長に、所属校の教員が対面指導を行った際は、「スペース・イオ」に、指導時間及び指導内容について報告することとする。